



平成 21 年 2 月 27 日

各 位

株式会社 アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号
(コード番号：3727 東証マザーズ)
代表者 代表取締役 郡山 龍
問合せ先 執行役員 常務 鈴木 智也
電話番号 03-5286-8436

株券電子化に伴う定款の一部変更及び 取締役会の議長に関する定款の一部変更についてのお知らせ

当社取締役会は平成 21 年 2 月 27 日付けで、平成 21 年 3 月 30 日開催予定の第 24 期定時株主総会に、下記のとおり「株券電子化に伴う定款の一部変更及び取締役会の議長に関する定款の一部変更の件」について付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款第 9 条及び第 14 条の「実質株主」及び「実質株主名簿」の文言の削除及び修正を行なうものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設け平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

また、当社事業運営に対する取締役会の監督機能をより強化することを目的として、業務を執行する取締役以外の取締役が議長を務めることができるよう、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
なお、取締役会が定める議長としては平成 21 年 3 月 30 日付にて当社社外取締役への就任を予定しております河野真太郎を予定しております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u> 第8条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p><u>(株主名簿代理人)</u> 第9条 当社は、株主名簿代理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第23条 (略)</p> <p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u> 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u> 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第22条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u> 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長がこれを招集する。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。 ③ <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。</u> ④ <u>前項に基づきあらかじめ取締役会において定めた取締役会の議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会の議長となる。</u></p>

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

現行定款	変更案
第 25 条～第 45 条 (略) (新設)	第 24 条～第 44 条 (現行どおり) 附則 <u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> <u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> <u>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

なお、上記現行定款は、平成 21 年 2 月 26 日にお知らせした「当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入に関する定款の一部変更の件」（第 18 条の新設）が承認可決された場合の変更後の内容であります。

以 上